令和5年度における労働報酬下限額の基準の算出について(アンケート問5)

1. <u>工事の請負契約</u>については「東京都における公共工事設計労務単価」(下表のとおり) に、原則 9 割を乗じて得た額を労働報酬下限額として定めています。

	職種	単 価		職種	単 価
01	特殊作業員	26, 700	27	普通船員	26, 500
02	普通作業員	23, 900	28	潜水士	45, 300
03	軽作業員	16, 800	29	潜水連絡員	32, 900
04	造園工	23, 800	30	潜水送気員	32, 000
05	法面工	30, 300	31	山林砂防工	29, 000
06	とびエ	29, 900	32	軌道工	52, 100
07	石工	29, 600	33	型わくエ	27, 500
08	ブロック工	27, 600	34	大工	27, 600
09	電工	28, 800	35	左官	29, 500
10	鉄筋工	29, 000	36	配管工	25, 700
11	鉄骨工	26, 500	37	はつり工	27, 300
12	塗装工	31, 300	38	防水工	32, 800
13	溶接工	32, 400	39	板金工	30, 700
14	運転手 (特殊)	27, 700	40	タイル工	_
15	運転手 (一般)	22, 400	41	サッシエ	29, 000
16	潜かん工	32, 100	42	屋根ふき工	_
17	潜かん世話役	39, 900	43	内装工	29, 800
18	さく岩工	34, 000	44	ガラス工	28, 700
19	トンネル特殊工	31, 000	45	建具工	_
20	トンネル作業員	26, 900	46	ダクトエ	25, 900
21	トンネル世話役	36, 500	47	保温工	25, 100
22	橋りょう特殊工	31, 500	48	建築ブロック工	_
23	橋りょう塗装工	31, 300	49	設備機械工	25, 400
24	橋りょう世話役	36, 900	50	交通誘導員A	17, 900
25	土木一般世話役	28, 900	51	交通誘導員B	15, 500
26	高級船員	33, 400			

2. <u>業務の委託契約及び指定管理協定</u>については、新宿区職員の給与に関する条例の行政職給料表(二) が適用される職員の初任給額(勤務1時間あたりの単価)を参考に労働報酬下限額を定めています。

勤務1時間あたりの単価 = 給料年額(A)/年間労働時間(B)

- $(A) = {$ 給料月額 $^{*1}(147,500) + 地域手当<math>^{*2}(29,500) } \times 12$ か月
- (B) = 7.75 時間 \times 5 日 \times 52 週-7.75 時間 \times {祝日及び年末年始の休日の日数 $(17\ B)^{*3}$

+有給休暇取得の想定日数(15日)※4

令和5年度の東京都最低賃金(1時間あたり)=1,072円

- ※1=行政職給料表(二)1級19号給
- ※2=給料月額の20%
- ※3 = 年度により異なる。17 日は令和5年 度の日数
- ※4=15 日は令和3年度の区職員平均取得 日数